

## 岩倉市入浴サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭において自力又は介護による入浴が困難な重度身体障がい者等に対し、各家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行うことにより重度身体障がい者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業の内容)

第2条 移動入浴車による事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴及び洗髪
- (2) 血圧、脈拍、体温測定等の健康管理
- (3) 健康相談及び助言指導

### (対象者)

第3条 入浴サービスを受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市住民基本台帳に記載されている者のうち、現に本市に居住している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者程度等級表の1級若しくは2級に該当し、その障がいが下肢及び体幹機能障がいに該当する者
- (2) 65歳以上の者であって、家族の無視、虐待その他やむを得ない事情により介護を受けることができない者
- (3) 前2号の規定に準ずる者で、市長が特に必要と認めたもの

### (利用料)

第4条 利用料は次の各号に掲げる基準により支払うものとする。

- (1) 前条第1号に該当する者 無料
- (2) 前条第2号に掲げる者 市長が別に定める基準

### (実施の方法)

第5条 入浴サービスは、派遣先の居宅において行い、入浴回数は1か月4回を限度とする。

2 入浴車の派遣は、市の指定した日とする。

### (実施の例外)

第6条 居宅が4階以上又は道路事情の理由により移動入浴車の駐車位置から居宅まで30m以上ある場合は移動入浴車を派遣しない。

ただし、自家風呂のある場合は、サービス係員を派遣し入浴サービスを行う。

(派遣の申請)

第7条 入浴サービスを受けようとする者又はその介護者は、入浴サービス派遣申請書(様式第1)に入浴サービス利用承諾書(様式第2)を添えて市長に申請しなければならない。

(決定・却下の通知)

第8条 市長は、申請書を受理したときは速やかに審査し、その可否を決定し入浴サービス派遣決定・却下通知書(様式第3)により通知するものとする。

(辞退)

第9条 転出、死亡等により入浴サービスを必要としなくなったときは、申請者又はその介護者は、速やかに入浴サービス派遣辞退届(様式第4)を市長に提出しなければならない。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、この事業の実施に当たり民生委員、家庭奉仕員などと密接な連携を図り、円滑な事業の遂行に努めるものとする。

(事業の委託)

第11条 この事業の実施は、業者に委託して行うものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。